

那覇市簡易専用水道にかかる衛生管理指導要綱

平成25年3月28日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、簡易専用水道の設置者に対する衛生指導について必要な事項を定め、もって設置者等の自主管理による衛生的かつ安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道とは、水道法第3条第7項に規定する水道をいう。
- (2) 設置者等とは、簡易専用水道の所有者及び維持管理の責任を有する者をいう。

(届出)

第3条 設置者等は、当該施設を設置しようとするときは、簡易専用水道設置届(様式第1号)により、その旨を速やかに保健所長に届け出なければならない。

2 設置者等は、当該施設において給水を開始しようとするときは、給水開始届(様式第2号)に添付書類を添えて、その旨を速やかに保健所長に届け出なければならない。

3 第1項の届出事項に変更があったときは簡易専用水道設置届出事項変更届(様式第3号)により、簡易専用水道を廃止したときは簡易専用水道廃止届(様式第4号)によりその旨を速やかに保健所長に届け出なければならない。

(維持管理の基準)

第4条 簡易専用水道の設置者等は、水道法第34条の2第1項の定めるところにより当該水道を管理し、同条第2項の定めるところにより、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。